装技振第５２５１号
令和４年３月３１日

大臣官房長
各局長
防衛大学校長
防衛医科大学校長
防衛研究所長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
長官官房各装備官　殿
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁技術戦略部長
（公印省略）

職務発明に関する訓令の細部実施要領について（通知）

標記について、職務発明に関する訓令の実施要領について（装技振第５２５０号。令和４年３月３１日）第８項の規定に基づき、別添のとおり定め、令和４年４月１日から適用することとしたので通知する。

添付書類：職務発明に関する訓令の細部実施要領

職務発明に関する訓令の細部実施要領

１　趣旨

この要領は、職務発明に関する訓令の実施要領について（装技振第５２５０号。令和４年３月３１日。以下「通達」という。）第８項の規定に基づき、職務発明の取扱いに関し必要な細部事項を定めるものとする。

２　用語の意義

この要領において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　課長等　職務発明に関する訓令（昭和３９年防衛庁訓令第４６号。以下「訓令」という。）第２条第２号に定める所属長が指定する者とする。ただし、防衛装備庁の内部部局にあっては課長又はこれに準ずる職、防衛装備庁の施設等機関にあっては部長（航空装備研究所の管理部長を除く。）、支所長又は試験場長をいう。

⑵　関連業計等　防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成２７年防衛省訓令第３２号）第３条第１項第２号に規定する年度業務計画又はこれに準じた防衛省における業務の達成目標及び達成方途を明らかにするものをいう。

３　発明届に添付する書類

訓令第３条の発明届を提出する際に添付する書類は、別記様式第１の簡易明細書とする。ただし、職務発明においては、特許法施行規則（昭和３５年通商産業省令第１０号）第２４条、第２４条の４、第２５条及び第２５条の３に規定される明細書、特許請求の範囲、図面及び要約書、職務考案においては、実用新案法施行規則（昭和３５年通商産業省令第１１号）第２条、第４条の２、第５条及び第７条に規定される明細書、実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書、職務創作においては、意匠法施行規則（昭和３５年通商産業省令第１２号）第３条に規定される図面の様式によることを妨げない。

４　事前調整の実施

⑴　課長等は、管下の職員が訓令第３条の規定に基づき発明届を所属長に提出しようとするときは、当該発明と関連業計等との関係、職務発明への該当性、発明者の発明への貢献率等を十分に確認し、別記様式第２により防衛装備庁技術戦略部技術振興官付知的財産管理運営室（以下「知的財産管理運営室」という。）と事前に調整を行うものとする。

⑵　防衛装備庁技術戦略部技術振興官付知的財産管理運営室長は、前号の調整を受

けたときは、関係部署に照会を行い、照会を受けた関係部署はこれに協力するものとする。

別記様式第１

簡易明細書

【発明の名称】

（発明の名称を記載する。）

【権利として取るべき事項】

（複数ある場合は全て記載する。可能であれば、特許法施行規則第２４条の３及び同規則第２４条の４に規定される様式に準じた請求項の形式で記載する。）

【技術分野】

（発明の属する技術分野を簡潔に記載する。）

【従来技術】

（【技術分野】に係る従来技術が記載された特許文献及び技術文献（以下「先行技術文献」という。）を特定することが可能なように記載する。記載に際しては、独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する特許情報プラットフォーム（J-Platpat）、世界知的所有権機関の提供するPATENTSCOPE等により従来技術の検索を行い、関連する特許文献があれば、当該特許文献に係る出願番号、発明の名称、出願人の氏名又は名称を記載する。比較すべき従来技術がない場合は、その結論に至った理由を含めてその旨を記載する。）

【従来技術の課題】

（【従来技術】に記載した先行技術文献に記載された技術にはどのような課題及び問題点があるのかを簡潔に記載する。）

【発明による課題の解決】

（発明により、どのように従来技術の課題が解決するのかを記載する。）

【発明の効果】

（発明により、どのような効果がもたらされるのかを記載する。）

【図面や実験例】

（発明を説明するための視覚的にわかりやすい図面及び発明の効果が明らかとなるような実験例を記載する。発明又は考案については、特許法施行規則第２５条に規定される様式第３０備考４又は実用新案法施行規則第５条に規定される様式第４備考４により、「描き方は、原則として製図法に従つて、黒色で、鮮明にかつ容易に

消すことができないように描くものとし、着色してはならない。」とされていることを踏まえ、白黒で作成するものとする。）

備考：職務考案の場合は、この様式において「発明」とあるのは、「考案」と読み替えるものとする。職務創作の場合は、この様式の記載要領について、知的財産管理運営室と調整するものとする。

別記様式第２

事　務　連　絡

令和　年　月　日

防衛装備庁技術戦略部技術振興官付

知的財産管理運営室長　殿

課長等

「発明（考案又は創作）の名称」の職務発明（職務考案又は職務創作）に関する事前調整について（依頼）

標記について、別添のとおり依頼する。

添付書類：１　事前調整事項表

２　申請書（又は上申書）案

３　発明届案

４　簡易明細書案

５　関連業計等及び関係契約書の写し

別記様式第２付紙

下記の記載事項について相違ないことを確認した。

年　月　日

所属

課長等の官職及び氏名

事前調整事項表

発明の名称	
発明者の 所属、官職及び氏名	所　　属：（所属は、発明時のものを記載し、現所属を括弧書きで併記する。） 官職及び氏名： ※防衛省内の全ての発明者について記載する。
関連業計等の 種別及び件名	種別： 件名：
関係する契約等	契約件名、契約番号及び契約年月日： 契約条項： 記載要領 ・　本発明が、契約相手方との共同出願となる場合に記載し、当該契約に付された日本版バイ・ドール制度に係る規定が置かれた契約条項名を記載する。 ・　本発明が、防衛省以外の機関との共同研究等に基づく出願共同となる場合には、本欄に根拠となる共同研究協定の名称等を記載し、共同研究協定の写しを添付する。
職務発明への 該当性	記載要領 ・　本発明が、関連業計等における達成目標及び方途の中で、発明者の職務としてどのような経緯により生じたかを記載する。
特許を受ける権利 の持分比	防衛省：　　％（○○○○：　　％、△△△△：　　％） □□株式会社：　　％ 考え方：・・・・・・・・。 記載要領 ・　防衛省と契約相手方の持分比（発明への貢献率）及び防衛省内の発明者の持分比（発明への貢献率）並びにそれを決定するに至った考え方を客観的に記載する。

防衛装備品等への利用分野及び効果	利用分野（装備品等）： 運用上及び技術上の効果：
民生用途としての利用分野及び効果	利用分野： 効　　果：
運用上の機微性に関する考え方（要求（依頼）元との調整状況）	要求（依頼）元： 調　整　状　況： 記載要領 ・　関連業計等に係る開発要求、研究要求、研究依頼等の要求（依頼）元との運用上の機微性に関する調整状況を記載する。
技術的機微性に関する考え方	記載要領 ・　本発明が装備品等に適用されたときに、当該装備品等の機能性能向上への寄与度、他の技術での代替可能性等を検討し、記載する。
説明図及び解説	記載要領 ・装備品等における発明の適用部位及び従来技術との比較について、図及び説明文により記載する。

※この表において、発明／特許とあるのは、適宜、考案／実用新案登録又は創作／意匠登録と置き換えるものとする。